



2 市制後の住所表示方法

アンケート(問2)の結果から、市制後の住所表示方法は次のようになる予定です。

①基本的な変更内容

- 「愛知県愛知郡長久手町」が「愛知県長久手市」となります。
- 地番の変更はありません。

②地区ごとの変更内容

地区名	住所表示方法	住所表示例	備考
大字長湫	大字名を付けない	長久手市東原山	
大字岩作	大字名と字名を併記	長久手市岩作城の内	
大字前熊	大字名と字名を併記	長久手市前熊西脇	
大字熊張	大字名を付けない	長久手市郷前	「深田」のみ「熊張深田」
大字の付かない地区	変更なし	長久手市杵ヶ池	

③同じ字名の住所表示

現在、町内には10の字が同一字名で存在しますが、市制後は以下のとおり表示します。

同一字名	大字長湫	大字岩作	大字前熊	大字熊張	大字の付かない地区
下田	—	岩作下田	前熊下田	下田	—
寺田	—	岩作寺田	前熊寺田	—	—
中井	—	—	前熊中井	中井	—
西浦	—	岩作西浦	—	—	西浦
原山	—	—	前熊原山	—	原山
平地	—	岩作平地	—	平地	—
深田	深田	—	—	熊張深田	—
福井	—	岩作福井	—	福井	—
丸根	丸根	岩作丸根	—	—	—
早稲田	—	岩作早稲田	—	早稲田	—

3 今後の予定

町議会10月定例会に上記の住所表示方法による字名の変更に関する議案を提出します。その後、詳細な変更内容と手続きに関するパンフレットを作成して11月に配布する予定です。

市制 コラム

市制の要件5「担税力」

問合せ先 市制施行準備室 (☎56・0600)

愛知県の「都市的施設その他の都市としての要件に関する条例」では、市制の要件の一つとして「普通公共団体の住民一人当たりの直接国税及び地方税の納税額が県の区域内における市(名古屋市を除く。)の住民一人当たりの直接国税及び地方税の納税額と同額又はそれ以上であること」と定められています。

税金を負担する力のことを「担税力」と言います。平成21年度末時点の「国税・県税・市町村税(目的税を除く)の納税額の合計÷人口」により、住民一人当たりの担税力を算出することができます。

長久手町民一人当たりの担税力は、県内の人口10万人以下の19市及び近隣4市(瀬戸市・尾張旭市・日進市・豊明市)の一人当たりの担税力を上回っており、この要件を満たしています。

担税力比較表

長久手町	486,100円	
県内市	473,409円	人口10万人以下の19市の平均
近隣市	428,945円	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市の平均

*算出方法:平成22年3月末時点の国税及び地方税(目的税を除く)の納税額÷人口